

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起および罹患者等への特別措置について(第2報)

【注意喚起】

新型コロナウイルス感染症の国内での拡大が懸念されているところではありますが、来る2月25日・26日、一般入試(前期日程)を実施します。

受験生のみなさんには、なるべく人混みへの外出を避け、マスクの着用、手洗いやうがいなどの予防を徹底することにより、体調管理に万全を期して受験するようにしてください。

試験時間中においては、感染予防の観点からマスクの着用を認めますが、写真照合を行う時など、監督者からの指示があった場合は、マスクを外してください。

また、試験中に水分補給をしたい場合は、試験監督者の許可を得た上で行ってください。

なお、試験監督者もマスク等を着用して業務にあたることがありますので、予めご承知おきください。

【罹患者等への特別措置】

受験生が新型コロナウイルスに感染した場合等の特別措置については、令和2年2月14日付けで通知したところですが、厚生労働省は、昨今の国内外の感染者数の増加に伴い、従来示していた診断基準を廃止し、代わって2月17日に「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を公表しました。

具体的には、

(1) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならないときを含む)

(2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

のいずれかに当てはまる人は、「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談することとされています。

核酸増幅法(PCR法など)の診断を受ける否かについては、医師が病状や接触歴の有無などを総合的に判断することになりますが、本学が実施する特別措置の対象となる者は、新型コロナウイルスに感染した場合、あるいは感染に係る核酸増幅法(PCR法など)等の検査などを行った旨の記載がある診断書を提出できる者に限っていますので、ご留意願います。

その他の事項については、次ページ以降に記載している令和2年2月14日付けで通知したとおりです。

以上

受験生が新型コロナウイルスに感染した場合等の特別措置について

今般、新型コロナウイルスに感染した患者の発生が確認されており、日本政府は、令和2年1月28日、この新型コロナウイルスによる肺炎について、感染症法で定める「指定感染症」に指定する政令を閣議決定しました。続けて、令和2年1月30日には、世界保健機関（WHO）が、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて「緊急事態」を宣言するなど大きな社会問題となっています。

今後の感染拡大が懸念されることはありませんが、現時点においては、厚生労働省のホームページに案内されているとおり、日本国内での流行が認められている状況ではないことから、一般入試は当初発表しているとおり、2月25日・26日に前期日程を、3月12日に後期日程を実施する予定です。

受験に際しては、感染の拡大を防ぐために、風邪やインフルエンザへの対策と同様にマスクの着用や手洗いの励行に務めてください。

万一、国内感染者が大幅に増加することなどにより、正常な入学試験の実施が困難であると判断した場合は、大学ホームページ上において、変更内容等を発表しますので、受験生および関係者の皆様には注視願います。

なお、予定のとおり前期日程と後期日程の一般入試を実施した場合において、受験生が新型コロナウイルスに感染した場合、あるいは厚生労働省が示す診断基準(※)に該当するなど感染が疑われることにより受験することができない場合は、受験生の進学のための確保を図る観点から、次の特別措置を実施します。

※ 厚生労働省が示す診断基準(2020.02.13現在)

感染が疑われる患者は、37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、

- ・発症前14日以内に湖北省または浙江省に渡航あるいは居住していた人
- ・発症前14日以内に湖北省または浙江省に渡航あるいは居住していた人と濃厚接触歴がある人をいいます。

【新型コロナウイルスに罹患した受験生に対する特別措置による入学試験】

(1) 対象者(出願できる者)は、次の①～③の全ての条件を満たした者とします。

- ① 令和2年度の本学が実施する一般入試の前期日程もしくは後期日程に出願している者
- ② 新型コロナウイルスに罹患した、あるいは上記に示す診断基準に該当するなど感染が疑われ医療機関を受診したことなどの理由により、受験ができない旨の届け出を、次の日時までに行った者
前期日程：令和2年2月25日(火)9時30分まで
後期日程：令和2年3月12日(木)9時30分まで
連絡方法：入試課学部入試係 075-724-7164 に電話連絡
- ③ 受験ができない旨の電話連絡をした後、本学が指示する事項(氏名、本学の受験番号、症状、受診した医療機関名もしくは診断書添付など)をメールもしくは郵送(書留)で連絡した者

(2) 入試スケジュール

出願期間：令和2年4月1日(水)

試験日および内容：後日公表します。

合格発表：令和2年4月8日(水)

入学手続：令和2年4月10日(金)

必要書類：特別措置による入学試験願書(該当者に交付)、大学入試センター試験の受験票、医療機関からの診断書本紙(新型コロナウイルスに感染した場合、あるいは感染に係る核酸増幅法(PCR法など)等の検査などを行った旨の記載があるものに限る)

(3) 留意事項

- ① この特別措置は、あくまで新型コロナウイルスを対象としたものであり、その他のインフルエンザ等の病気や怪我については、対象外となります。
- ② 前期日程の受験が特別措置となり、後期日程で他大学を受験し、合格・入学手続きを完了した場合、本学が行う特別措置による入学試験を受験することはできません。
- ③ 新型コロナウイルスに関連するサイトを紹介します。
 - 厚生労働省のホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/index.html>
 - 厚生労働省のホームページ（新型コロナウイルス感染症について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - 文部科学省のホームページ（新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
 - 京都府のホームページ（新型コロナウイルス感染症に関連する情報について）
<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html>
 - 京都市のホームページ（新型コロナウイルス関連のお知らせ）
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000263411.html>